

富田林市共創拠点整備運営事業委託業務に関する
受注候補者選定実施要領

令和7年7月

富田林市

産業部 商工観光課

本要領は、富田林市共創拠点整備運営事業委託業務（以下「本業務」という。）に関して受注候補者を選定するため、提案事業者が仕様書等を理解し、的確に履行できる技術力及び専門性等を有するかを審査し、最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めたものである。

1. 定義

この要領において、プロポーザル方式とは、本業務の受注候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を選定し、本業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとに当該提案書の審査及び評価を行い、本業務の履行に最も適した受注候補者を特定する方法をいう。

2. 業務目的

富田林市共創拠点（以下、「共創拠点」という。）は、市内の中小企業・小規模企業の振興や創業を支援することで、市内産業の活性化や雇用の創出を図り、地域経済の継続的な発展に繋げることを目的に実施するもの。

3. 業務内容

富田林市共創拠点整備運営事業委託業務仕様書のとおり

4. 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで（令和7年度から9年度）

5. 契約上限額

31,042,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※年度ごとの上限額は、以下のとおりとする。

(1) 令和7年度（契約締結日から令和8年3月31日）11,110,000円（消費税及び地方消費税を含む）

①仕様書「5.業務内容(1)共創拠点整備業務」は令和7年度で行うものとし、費用は4,378,000円から6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

②①のうち「オ）拠点運営に必要な備品（什器等）・消耗品の調達および設置」に要する費用は、ア～エに要する費用の20%を上限額とする。（消費税及び地方消費税を含む）

③「調査業務」、「運営方針策定」、「愛称及びロゴマーク提案」、「オープニングイベント開催」に要する費用の上限額は4,510,000円から6,732,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※①と③の合計金額が11,110,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下となること。

(2) 令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）9,966,000円（消費税及び地

方消費税を含む)

(3) 令和9年度(令和9年4月1日から令和10年3月31日) 9,966,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6. 参加資格

プロポーザル方式への参加を希望する者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- ① 富田林市入札参加資格者名簿に登録されており、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- ② 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年富田林市要綱第85号)別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条もしくは第133条の規定による破産の申し立てがなされていない者であること。
- ⑦ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- ⑨ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑩ 法人等及びその代表者が国税等(法人税、消費税、所得税)並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。
- ⑪ 類似事業の実績が1件以上あること。
- ⑫ プロポーザル方式へ参加する者が、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7. 選定実施スケジュール

本選定にかかるスケジュールは以下のとおりとする。なお、説明会は実施しない。

項目	日程
----	----

(1) 本要領及び仕様書の交付	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月25日(月)正午まで
(2) 質問書の受付	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月5日(火)正午まで
(3) 質問書に対する回答の公表	令和7年8月7日(木)午後5時から 令和7年8月25日(月)正午まで
(4) 参加表明書の受付	令和7年7月30日(水)から 令和7年8月13日(水)午後5時まで
(5) 企画提案書の受付	令和7年8月14日(木)午前9時から 令和7年8月25日(月)正午まで
(6) 受注候補者選定委員会	令和7年8月28日(木)
(7) 審査結果の通知	令和7年9月初旬

8. 参加手続き

(1) 本要領及び仕様書の交付

① 交付方法

本要領及び仕様書の交付は、本市ウェブサイト上で行う。

※本要領、仕様書及び各種申請書類は、本市ウェブサイトからダウンロード可

交付期間

令和7年7月30日(水)から令和7年8月25日(月)正午まで

(2) 質問書の受付

① 提出方法

企画提案書の作成及び提出にあたり質疑がある場合は、電子メールで送信すること。また、送信後は必ず電話にて着信を確認すること(富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時)。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

② 質問書の様式

・質問書(様式第3号)1部

※質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※質問は、本様式1枚につき1件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

※質問書は、Word ファイルで送付すること。

③ 提出期間

令和7年7月30日(水)から令和7年8月5日(火)正午まで

(3) 質問書に対する回答の公表

① 回答方法

商工観光課は、提出された質問事項をすべて取りまとめ、本市ウェブサイト上で質問及び回答について公表する。なお、質問に対する回答は、本要領への追加又は修正とみなす。

② 公表期間

令和7年8月7日(木)午後5時から令和7年8月25日(月)正午まで

(4) 参加表明書の受付

① 提出方法

電子メールで送信すること。なお、送信後は必ず電話にて着信を確認すること(富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時)。

② 提出書類

- ・参加表明書(様式第1号) 1部
- ・法人の概要(様式第2号) 1部

③ 提出期限

令和7年7月30日(水)から令和7年8月13日(水)午後5時まで

(5) 企画提案書等の提出

① 提出方法

企画提案書等の提出は、参加表明書を提出した事業者のみ可とし、商工観光課に電子メールで正本、副本のデジタルデータを提出すること。デジタルデータの送信後は必ず電話にて着信を確認すること。(富田林市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時)

併せて、印刷した正本、副本を(各1部)商工観光課宛に送付記録が残る方法で送付すること。

※正本:社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印したもの

副本:社名、代表者名及びそれぞれの印のないもの

また、副本については資料中において、自社を含む協力会社や取引先などの社名は記載せず、(A社、B社等と記載するか、マスキング処理でも良い)企画提案者が特定できないように作成すること。

なお、参加表明書を提出していても、提出が必要な書類が期限までに提出されなかった場合は、辞退したものとみなす。なお、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

② 提出書類(任意様式とし、正本・副本を作成すること。書類の返却は行わない)

- ・企画提案書
- ・見積書
- ・業務スケジュール
- ・実施体制
- ・類似事業実績

※類似事業の実績を審査対象とするため、施設の整備や運営に関する具体的な事例を確認できる資料を提出すること。なお、開示できない部分はマスキング可能とする。

③ 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成にあたっては、受注候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本要領「9. (3) 審査項目と配点」に記載する審査項目に沿って作成すること。仕様書に記載した業務内容の提案をするものとし、説明文書の他、写真、イラスト等を用いて審査委員にイメージが伝わるように作成すること。

必要な提出書類すべてを企画提案書として編成してもよい。

④ 提出期間

令和7年8月14日(木)午前9時から令和7年8月25日(月)正午まで

※デジタルデータ及び印刷したものの両方が期限内に到着しなければならない。

(6) 受注候補者選定委員会

① 実施予定日

日時:令和7年8月28日(木)

※開始時刻等、詳細については企画提案書提出者に対して、文書にて通知する。

② プレゼンテーションにおける留意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、発言や持ち物、服装等で企画提案者が特定されないよう十分注意すること。
- ・会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
- ・事務局が用意する企画提案書等のデジタルデータ及びモニター、パソコン等を利用し、プレゼンテーションを行うこと。自社の機器等の持ち込みは認めない。
- ・事前に提出したものの以外の新たな資料や資材、パネル等の持ち込みは不可とする。原則として事前に提出した提案を追加・変更する内容は認められない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき30分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを15分程度と想定する。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、受注候補者となる意思がないものとみなし、辞退として扱う。

③ その他

- ・プレゼンテーション及び委員による審査は非公開とする。
- ・会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。

9. 受注候補者の選定

(1) プロポーザル審査委員会の設置

- ① 本業務の公平・公正性と受注候補者選定に係る透明性を確保するために、富田林市共創拠点整備運営事業委託業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- ② 委員会の庶務は、商工観光課において行う。

(2) 委員会の開催

- ① 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- ② 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- ③ 委員会は、提案事業者から提出のあった提出書類により審査を行い、最も得点の高い提案事業者を受注候補者として決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は提案金額がより安価な提案事業者を受注候補者として決定する。
- ④ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 審査項目と配点

審査項目	評価の視点	配点
基本方針	a. 仕様書を正確に理解した提案となっているか。	5点
	b. 業務内容を実施できる現実的な内容となっているか。	5点
	c. 総合的な企画・提案力が高く専門的な視点を持っているか。	10点
専門性	d. 本市の特性や課題、立地すべき企業などを明らかにする調査方法が示されているか。	5点
	e. 共創拠点の利用促進に資する取り組みが提案されているか。	5点
	f. 専属スタッフとして、相談業務やイベント企画、企業間等コミュニケーションの創出などが出来る人材の配置がされているか。 (前述の人材配置と同様の対応が可能な提案がされているか)	10点
実績	g. 産業支援のための拠点整備・運営の良好な業務実績があるか。	10点
	h. セミナーや交流会の良好な業務実績があるか。	10点
工程	i. 効率的に各業務が実施できる体制が用意されているか。	5点
	j. 実現性のあるスケジュール組みがなされているか。	5点
価格	次の算定式により見積額を評価する。 ※配点(30点)×最低見積額/見積額	30点

(4) 審査結果の通知

委員会は、審査の結果、受注候補者を選定した場合、採用された提案事業者に対して内定通知書(様式第4号)により通知し、次点の提案事業者に対して次点受注候補者決定通知書(様式第5号)により通知する。また、不採用と決定した提案事業者に対して、不採用通知書(様式第6号)により通知する。

日時:令和7年9月上旬予定

(5) 審査結果の公表

審査結果については、以下の方法により公表する。

- ① 公表は、本市ウェブサイト上で行う。
- ② 公表する内容は、受注候補者の名称、評価点及び次点者の評価点とする。

10. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- ① 市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
- ② 前記「6. 参加資格」の事項を満たさなくなった場合
- ③ 公平な選考に影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ 審査委員に不当な働きかけをした場合
- ⑤ その他提出書類に虚偽の記載や押印を欠く等、条件に違反する行為があった場合

11. 契約

(1) 事前協議

本市と選定された受注候補者は、仕様書及び見積書等についての協議を行ったうえ、契約を締結する。ただし、受注候補者と協議が整わない場合は、次点受注候補者と協議を行うこととする。なお、実際の本業務委託契約金額は、必ずしも提案金額と一致するものではない。

(2) 契約方法

本業務の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(3) 支払方法

共創拠点整備業務：完了後一括払い
共創拠点運営業務：毎月払い

(4) その他

本業務の遂行にあたっては、本市と十分協議し、仕様の決定、スケジュール、手法、その他必要事項を決定すること。

12. その他留意事項

- ① 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- ② 原則として、提出物は返却しない。
- ③ 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替え等は一切認めない。
- ④ 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- ⑥ 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- ⑦ 本件プロポーザルにかかる提案は、1つの提案事業者につき1つの提案のみとする。

- ⑧ 価格を除く評価項目(70点)の6割に満たない場合は失格とする。
- ⑨ 提案事業者が1者のみの場合においても、本件プロポーザルは成立するものとする。
- ⑩ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富田林市情報公開条例に基づき対応する。
- ⑪ 審査結果に対する異議は一切認めない。

13. 本実施要領に関する問い合わせ

富田林市 産業部 商工観光課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

TEL:0721-25-1000(内線481)

Mail:syoukougankou@city.tondabayashi.lg.jp

以上